

ニセコ町教育大綱

平成28年3月

ニセコ町

二セコ町教育大綱の策定にあたって

私たちのまちは、先人のたゆまぬご労苦のもと、今日の情報共有と住民参加による「住むことが誇りに思える」二セコ町を築いてきました。大正 11 年に白樺派の文豪 有島武郎は、自らの所有していた 450ha の農地を農民に開放するという偉業をなし、「相互扶助」という遺訓を私たちに残してくれました。そして、町では、農業や観光を機軸として産業の振興を図りながら、昭和 39 年には町名を「狩太町」から「二セコ町」に変更、開基 100 年となる平成 13 年には全国初となる自治体の憲法「二セコ町まちづくり基本条例」を施行し、今日に至っています。

また、急激な人口減少に伴いかつて 9 校あった小学校が現在は 2 校に、中学校が 1 校に統合されるなど学校の統廃合が続きましたが、現在は、人口減少に歯止めがかかり、児童生徒数は増加の傾向にあります。今日、本町教育委員会が所管する「教育」は、乳幼児から高校、高齢者大学、加えて社会教育や社会体育という人々の生涯にわたるライフスタイルやまちづくり活動に及び、大変幅の広い総合的なものとなっております。

日本は、幾多の悲惨な戦争を経て、自由と民主主義、基本的な人権を尊び、世界平和を希求する日本国憲法の下、今日の繁栄を見てきました。こうした過去の反省のうえに、現在の教育委員会制度が誕生、住民の中から選ばれた委員で構成する独立した「教育委員会」の設置によって、為政者の恣意的な介入を排除し、人づくりの核となる「教育」が政治的にゆがめられることがないように公正な社会の維持に努めてきました。しかし、このことは一方で、教育委員会が国の教育方針に依存するあまり、「地域の特色ある教育」の推進を阻害する要因ともなっておりました。

本教育大綱は、国法の改正により、町長が主宰する総合教育会議において、教育委員の方々と協議のうえ、二セコ町が目指す教育の基本的な方針を内外に明らかにすることができる画期的なものであります。子どもがまちづくりに参加する権利を規定している「まちづくり基本条例」そして、美しい景観と環境を次世代に引き継ぎ、資源循環型の社会を目指す「環境基本計画」と「環境モデル都市構想」の推進。このような二セコ町の取り組みと教育振興基本計画との体系化によって、二セコ町の特徴を活かした教育が進められ、「子どもの笑顔が輝く元気な二セコ」づくりが進展するものと確信しています。

町民のみなさま並びに教育関係者のみなさまのご支援を賜りますよう、お願いいたします。

平成 28 年 3 月

二セコ町長 片山 健也

1. はじめに

平成27年4月の改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、町長と教育委員会が二セコ町総合教育会議において、この大綱の策定に関して協議することとなりました。これに基づき、同会議での協議を経て、二セコ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、二セコ町教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定します。

2. 策定の目的

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3（大綱の策定等）の規定に基づき、二セコ町における総合的な教育施策の大綱として策定するものです。

3. 期間

教育大綱の対象期間は、二セコ町教育振興基本計画の期間（平成25年度からおおむね10年間）を考慮し、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

4. 教育大綱の考え方

二セコ町の教育行政は、二セコ町教育目標（昭和55年策定）のもと、第5次二セコ町総合計画（平成24年度～平成35年度）及び二セコ町教育振興基本計画（平成25年度からおおむね10年間）、並びにこれらを具現化する町政執行方針及び教育行政執行方針（毎年度策定）に基づき、様々な施策に取り組んでいます。教育大綱は、これら体系的な施策の展開とその成果を踏まえつつ、二セコ町としての教育施策の枠組をまとめるものです。

基本的な方向性を基本大綱とし、施策の枠組を施策大綱として、以下に教育大綱を構成します。

5. 教育大綱

(1) 基本大綱

以下の教育施策の基本的な方向性を基本大綱とします。

第5次二セコ町総合計画及び二セコ町教育振興基本計画における理念や将来像を主体として構成します。

二セコ町における豊かな教育の将来像として、二セコ町まちづくり基本条例前文あるように、町民が培ってきた「相互扶助」や「住むことが誇りに思えるまちづくり」の精神のもと、心豊かで思いやりのある人や地域を育てることを共通の基本理念とします。

「心豊かで思いやりのある人・地域を育てる」
(一体的な枠組)

【総合計画に掲げる基本理念】

環境創造都市二セコ

将来像のキーワード 循環・連携・挑戦・共助・安心

【教育振興基本計画に掲げる教育理念 1】

平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につけさせる教育の実現

【教育振興基本計画に掲げる教育理念 2】

学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現

(2) 施策大綱

以下の教育施策の枠組を施策大綱とします。

二セコ町教育振興基本計画における教育施策の方針や目標を中心に、第5次二セコ町総合計画や行政執行方針の内容を反映させたものにより構成します。

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 1】

子どもの生きる力を育む

- 豊かで思いやりのある心を育む教育の推進
- 国の「子ども・子育て支援新制度」に対応した子育て支援の推進
- 学校間連携、一貫教育を中心とした就学前教育、学校教育の推進
- 子どもたちが主体的・協働的に探究・実践しながらこれからの社会を生き抜くことができる未来を切り拓く力、確かな学力の育成の推進
- 教育格差を埋めるための支援の推進
- 将来像を描いた二セコ高校（町立高校）の振興

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 2】

学校の教育力を高める

- 「コミュニティ・スクール」を中心とした地域と共にある学校経営の推進
- 「環境モデル都市」として自然環境や再生可能エネルギーなどを学ぶ地域に根ざした環境教育の推進
- ICTを活用した情報教育の推進
- 教職員の資質向上と児童生徒の安全確保
- 学校施設・設備の整備とエコスクール化の推進

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 3】

学びの機運を育む

- 関係機関と連携した生涯学習、生涯スポーツの充実
- 町の「人材バンク」を活用した高齢者の生涯学習機会の創設
- 地域に根ざした文化、芸術の振興
- 国際理解、異文化共生によるまちづくりの推進
- 社会教育、スポーツ、文化芸術施設・設備の整備